

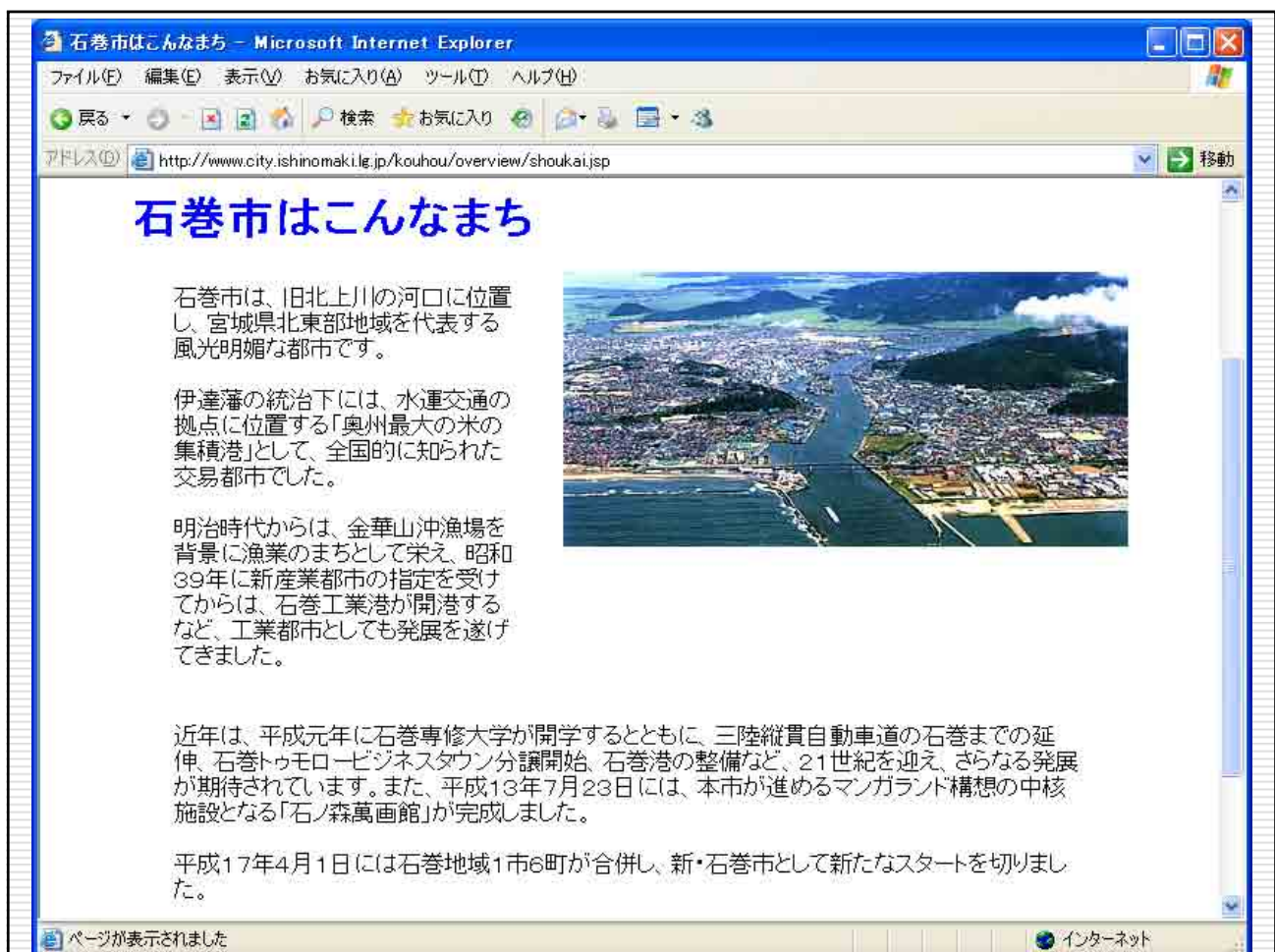
災害時要援護者支援の一例

- 面的拡大を最優先した取組み -

石巻市 社会福祉事務所 福祉総務課

平成20年11月

1

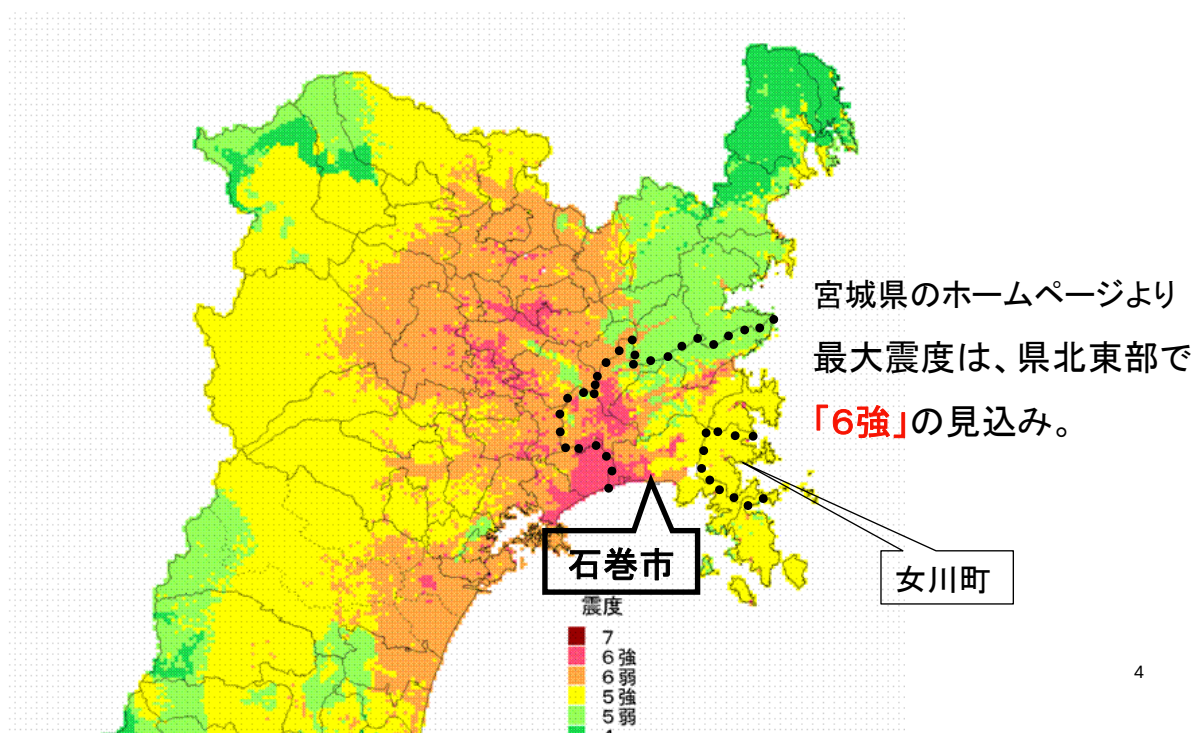


宮城県沖地震の発生確率

- 地震発生確率(地震調査委員会;2008年)
- 最新活動 ; 1978年(昭和53年)6月
 - 宮城県北部連続地震 ; 2003(平成15)年7月(最大震度 6弱)
 - 岩手宮城内陸地震 ; 2008(平成20)年6月(最大震度 6強)
- 10年以内 ; 60%程度
- 20年以内 ; 90%程度以上
- 30年以内 ; 99%

3

宮城県沖地震の震度予測



4

石巻市における災害時要援護者支援

- 平成14年9月
 - 台風に伴う大雨と満潮が重なり、市として**初の避難勧告**。
- 平成15年9月
 - 『災害避難時における要援護者支援マニュアル』作成
- 平成18年12月
 - 石巻市地域福祉計画策定「平成21年度までに、**全ての行政区(421)**での支援体制」構築をめざす。
- 平成19年4月
 - 石巻市災害時要援護者等支援要綱施行
 - 根拠・定義の明確化、関係機関共有方法の明文化、個人情報保護の徹底

5

災害時要援護者等支援要綱

- 災害時要援護者の定義
 - 介護保険法に定める要介護者及び要支援者
 - 障害者手帳所持者
 - 一人暮らし又は二人暮らしの高齢者
 - その他、災害時に一人で避難できないおそれのある者
- 関係機関との情報共有
 - 消防本部、民生委員、町内会等と共有
 - 個人情報保護審査会に諮問(妥当の旨、答申)

6

石巻市における災害時要援護者支援

● 平成19年6月

- 災害時要援護者(想定者)24千人の名簿を民生委員へ提供(関係機関共有)
- 希望者の同意方式(想定者以外で、窓口で申請した例も → 手上げ方式併用)
- 登録者への支援は、町内会(自主防災組織)や行政区において、**地域ぐるみの体制**を構築する。

● 平成20年3月末

- 登録者8,291名、構築行政区261(62%)
- 準備検討＋構築行政区341(開始率;81%)

7

災害時に

一人で避難できない方はいませんか？

○→ 近い将来、宮城県沖地震の発生が見込まれますが、万一の災害のとき、安否の確認や避難の誘導を地域ぐるみで行う必要があります。

○→ 石巻市では、災害時に一人で避難できないおそれのある方(災害時要援護者)を支援するため、消防署や民生委員さんに、災害時要援護者の住所、氏名、生年月日、性別をお知らせしています。

◆→ 災害時要援護者とは、介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方、障害者手帳をお持ちの方、一人または二人暮らしの高齢者の方です。

◆→ 個人情報の提供にあたっては、石巻市情報公開・個人情報保護審査会から妥当の旨の答申をいただいています。

○→ 3月に発生した「能登半島沖地震」では、災害時要援護者の登録をされた方々の安否確認により、素早い対応ができたとの報道がありました。

○→ 今回は、民生委員さんのご協力により、一人で避難できないおそれのある方のお宅を訪問させていただき、裏面の申請書により、石巻市への登録をお願いするものです。

○→ 登録を希望される方は、後日で構いませんので、民生委員さんに申請書をお渡し下さい

平成19年5月

「想定者」24千人余り

登録申請は、

あくまで「希望者」

災害時要援護者の登録について、下記のとおり申請します。

なお、災害時の支援が必要となる、下記の個人情報について、石巻地区広域行政事務組合消防本部、民生委員及び自主防災組織等に提供することを承諾します。

登録を受ける者	住所	石巻市		
	ふりがな		生年月日	
	氏名		電話番号	
	家族構成 同居状況等			
	特記事項 災害時に知っておいて欲しいこと			
	緊急時連絡先	氏名	登録者との関係	電話番号

代理記載の場合	住所	氏名	電話番号

全ての欄を記入する必要はありません。

災害時に安否確認等を行う支援者	氏名	登録者との関係	電話番号

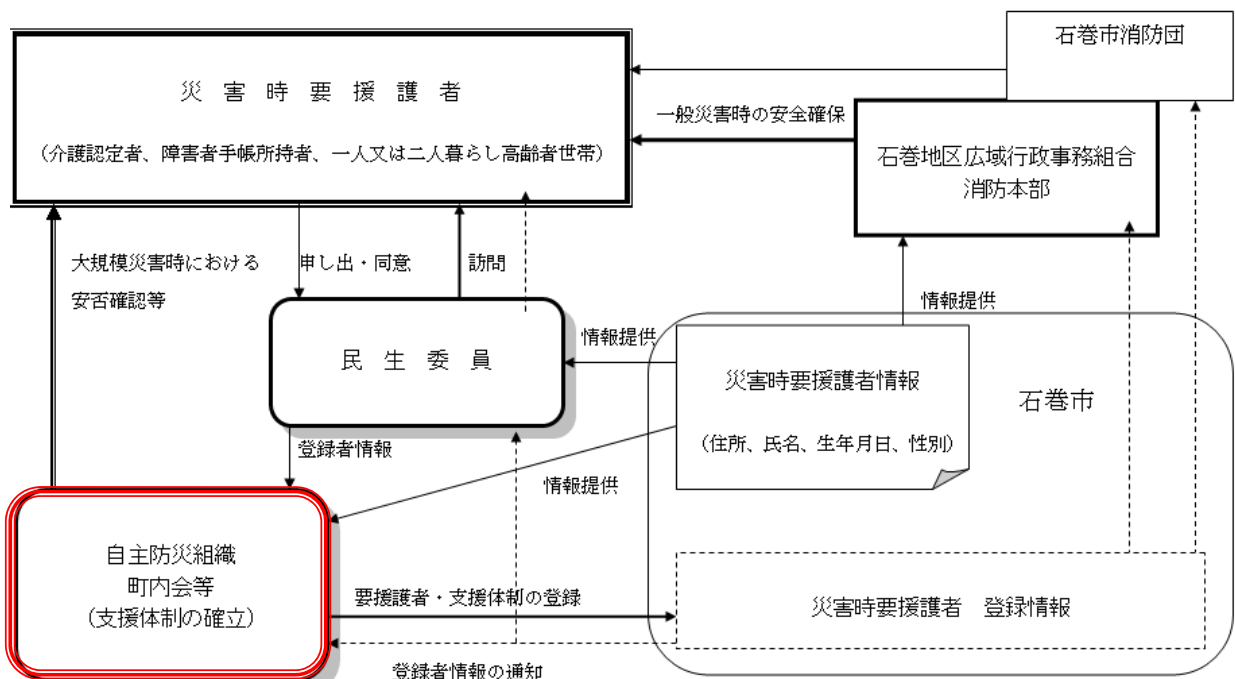
個人情報の提供について、承諾する「申請書」

災害時に知っておいて欲しいこと「特記事項」の空欄が多い。

支援者は、原則、町内会・行政区等で、近隣の方々（原則2名）に願います。

石巻市における災害時要援護者支援

災害時要援護者支援制度のあらまし



平成19年度災害時要援護者の支援状況

- 1 根拠;石巻市災害時要援護者等支援要綱
- 2 主な登録状況(平成20年3月末)

区分		本庁	河北	雄勝	河南	桃生	北上	牡鹿	総計
登録者数		6,062	222	353	1,118	360	89	87	8,291
行政区数		245	40	26	36	25	27	22	421
支援体制	構築行政区数	111	40	25	36	25	27	22	286
	構築率	45.3%	100%	96.2%	100%	100%	100%	100%	67.9%
	準備検討中	68	0	1	0	0	0	0	69
参考:人口(千人)		114	12	5	18	8	4	5	166

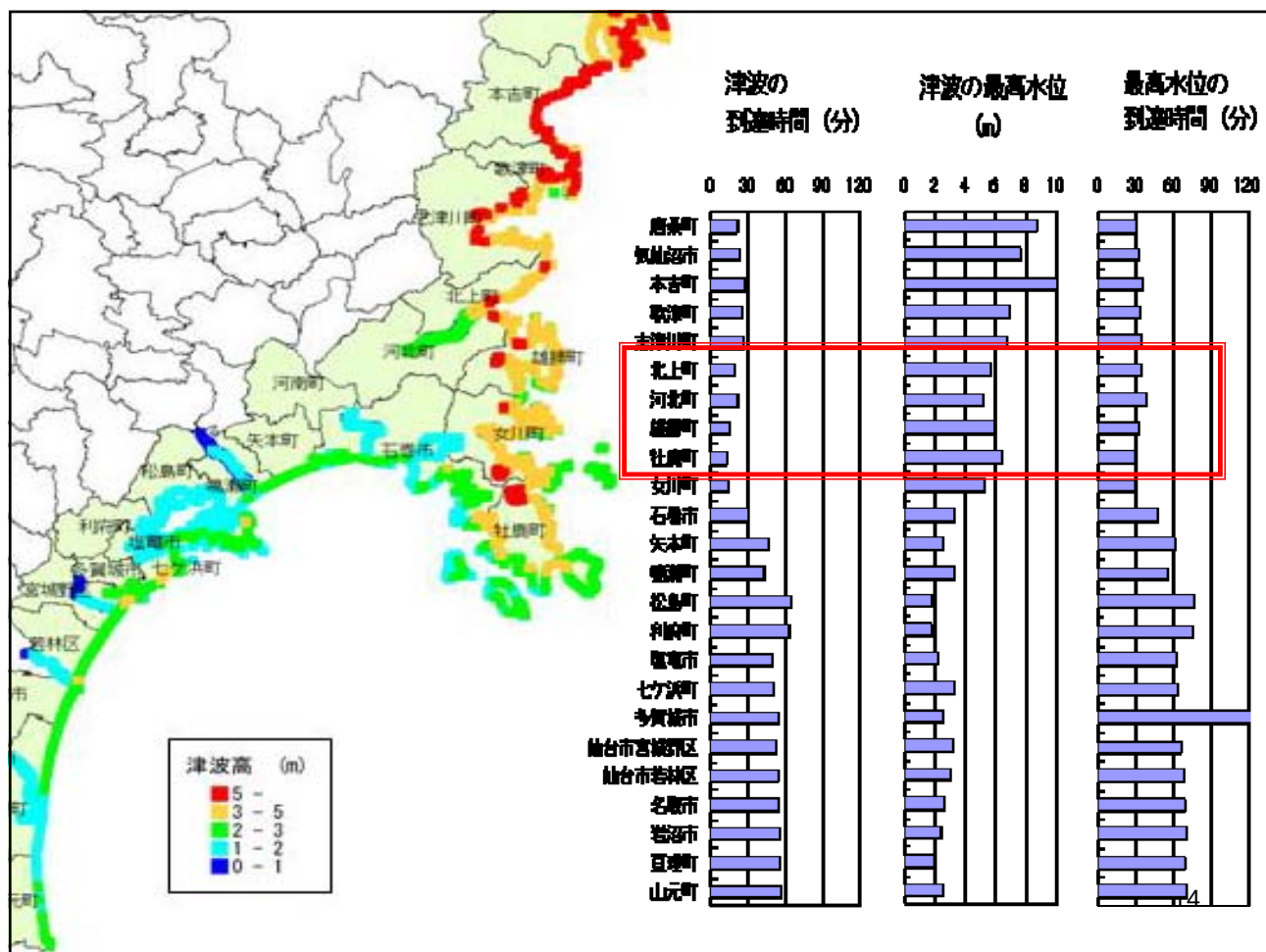
11

民生委員の取り組み事例(1)

- 障害者手帳所持者より石巻市へ苦情の電話が、
 - 「私が手帳を持っていることは、民生委員には教えて欲しくない。」
- 災害時要援護者に登録してない一人暮らし高齢者宅を訪問した際、
 - 「何もお願いすることはない、民生委員の世話にはなりたくない。」
- 町内会長・行政区長と、連携できない地区も。

民生委員の取組み事例(2)

- 平成15年7月「北部連続地震」の際、河南町の民生委員は、一人暮らし高齢者宅約50件を一人で見回った。
 - － 皆に感謝されたが、一番被害の大きかったのは自宅だった。
- 平成19年の要援護者登録にあたって、雄勝地区の民生委員は、
 - － 要援護者宅は、津波の心配がないが、津波の際には自宅が一番心配である。



災害時要援護者の支援体制

- 「1対2」の原則は、支援者2名にこだわると時間がかかりすぎる。
 - 第一段階として、支援者1名でも構わない。
 - 町内会や民生委員が、**地域ぐるみで情報を共有**することが第一歩である。
- 自主防災組織などでは、「1対2」ではなく、「1対組織」での支援も。
 - 円滑な安否確認(避難支援)ができれば、「1対2」にはこだわらない。
 - 支援者の固定化より、組織対応が機能する可能性。

15

災害時要援護者の支援体制(2)

□ 自主防災組織数等(平成20年4月1日現在)

地区名	本 庁	河 北	雄 勝	河 南	桃 生	北 上	牡 鹿	合 計
組織数	105	3	20	21	2	8	1	160
組織加入世帯数	31,935	333	1,678	2,998	27	488	101	37,560
組織率 (地区毎)	72.6%	9.2%	100%	56.4%	1.2%	42.3%	5.4%	62.7%

16

災害時要援護者の支援体制(3)

- 平成21年度までの体制づくり(担当;福祉総務課)
 - 自主防災組織(担当;防災対策課)の設立を待たず、支援者の配置を依頼
- 支援者配置の検討とあわせ、自主防災組織の設立(見直し)の動きも。
 - 自主防災組織への補助金が、設立時の資器材購入等のため、時間の経過とともに実態が伴わない例も。
 - 自主防災の組織化には至らずとも、町内会としての災害対応(連絡網・役割分担)を定める例も。

17

町内会長のご意見

- 「登録者が多すぎる、元気な人でも希望している。」
- 「支援者の貼付け(お願い)は、お見合いをやってるようだ。時間も手間もかかり過ぎる。」
- 「自主防災組織がないので、組織的な支援は難しい。」
- 「町内会として、責任が持てない。災害は、自助が基本ではないか。」
- 「町内会費の徴収すらままならない。災害への対応まで手が回らない。」

18

町内会長のご意見(2)

- 「新たに会長となったが、防犯、衛生、町内会行事等多忙で、手がまわらない。」
- 「民生委員が(勝手に)集めた登録者であり、わからない。」
- 「支援者が二次災害を受けた場合、誰が保障するのか。」
- 「市は、自主防災の組織化を優先すべきである。支援者の固定は、意味がない。」

19

支援プラン作成にあたって

- 対象者は？ → 要介護度などで重点化するか。
- 支援者は？ → 自治会、民生委員、自主防災
- いつまでに？ → 目標、期限、
- 支援体制は？ → 既存の組織、新たな組織、
- 私案:「日ごろ接点のある」介護事業者との連携
 - ケアマネージャー、デイサービスセンター、訪問看護ステーション、訪問介護
- 「誰の減災」を目標設定するか。

20

避難支援プラン全体計画のモデル計画

(平成20年2月 内閣府公表)

1. 基本的考え方
2. 避難支援プランの対象者の考え方
3. 要援護者情報の収集・共有の方法
4. 避難支援体制
5. 避難準備情報、避難勧告・指示等の整備・活用方法
10. 避難支援プラン(個別計画)の策定の進め方
(策定の目標年次、策定方法等)

21

面的拡大を最優先した取組み

- 災害時要援護者支援班の設置
→ 設置せず(防災担当者とは共通認識)。
- 情報伝達体制の整備
→ 伝達手段・責任者等は不明確
- 支援プラン(全体計画)の策定
→ プランとは乖離した進め方。
- 避難誘導の手段・経路
→ 個別プラン(登録申請書)には、記載なし。

22

面的拡大を最優先した取組み(2)

- 避難所における支援方法
 - 特記事項欄は用意したが、必須事項でない。
- 要援護者避難訓練の実施
 - 実施する自主防災組織に対し、事例紹介。
- 個別計画の更新
 - 支援者配置(依頼)だけでも大変。(更新未定)
- 個別計画の管理
 - 通常のロッカーに保管

23

プラン(全体計画)はプランとして

- プランとなると → 完璧なプランに。
 - 例えば、(取組み易い部門をターゲットに。)
- 既に「寝たきり高齢者」名簿があるならば。
 - 手持ちの対象者を、第1段階として
- 自主防災組織の組織率が高ければ。
 - 支援組織を自主防災組織に限定して
- 民生委員協議会が「一人暮らし高齢者」を把握していれば。

24



既に取り組まれている例

- 在宅介護支援センターにおいて、災害時に見回り(安否確認)を実施している地区も。
- 消防本部において、一人暮らし高齢者宅を「防火予防診断」として、毎年訪問している。
- 精神担当の保健師が、災害時の緊急連絡網により安否確認を。
- 消防指令システムに「電子メール配信」機能がありながら、未利用。

25



既に取り組まれている例

- 青森県のある市では、消防団や自主防災組織等への情報伝達体制があり、高齢者や障害者の台帳もあるが、支援プランは未策定(情報共有方法が未定)。
- ある村役場では、職員が、一人暮らし高齢者の災害時安否確認を電話で。

それぞれの地域で『既に取り組んでいる(取り組みやすい)』手法を。

26

災害時要援護者の支援状況

● 平成20年10月15日現在

区分		本庁	河北	雄勝	河南	桃生	北上	牡鹿	総計
登録者数		6,002	222	379	1,123	360	89	87	8,262
行政区数		245	40	26	36	25	27	22	421
支援体制	構築行政区数	152	40	26	36	25	27	22	328
	構築率	62.0%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	77.9%
	準備検討中	51	0	0	0	0	0	0	51
支援開始率		82.9%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	90.0%
参考：民生委員数		206	37	15	36	17	10	16	337